

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月2日
【会社名】	株式会社村田製作所
【英訳名】	Murata Manufacturing Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 村田 恒夫
【本店の所在の場所】	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
【電話番号】	(075)955-6525
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 企画管理本部 本部長 竹村 善人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
【電話番号】	(03)5469-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支社 管理部長 小杉 雅明
【縦覧に供する場所】	株式会社村田製作所 東京支社 (東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の特定子会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Murata Energy Device Singapore Pte. Ltd.
住所	1 Tuas Road, Singapore 638,481
代表者の氏名	埼玉 雅夫
資本金の額	162,000千米ドル 1星ドル 上記各通貨金額の合計が資本金の額となります。
事業の内容	電池製品の製造

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	異動前	162,000,001個（うち間接所有分 - 個）
	異動後	- 個
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	異動前	100%（うち間接所有分 - %）
	異動後	- %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の特定子会社であるMurata Energy Device Singapore Pte. Ltd.は、当社の連結子会社であるMurata Electronics Singapore (Pte.) Ltd.を合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、当社の特定子会社に該当しないこととなりました。

異動の年月日：2019年4月1日

以 上